

# 要　望　書

全国市議会議長会は、平成28年度社会文教施策について  
別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におか  
れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成27年11月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 岡 下 勝 彦  
(高松市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会  
委員長 尾 山 信 義  
(山陽小野田市議会議長)

## 目 次

1 地方創生の推進	1
2 地域医療施策	3
3 保健衛生施策等	6
4 医療保険制度	10
5 介護保険制度	13
6 少子化対策等	16
7 雇用対策	18
8 社会福祉施策	20
9 環境保全施策	23
10 文教施策	26

# 1 地方創生の推進

我が国が、将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

昨年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、現在、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めしており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

地方が、自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」について、将来にわたり 1 兆円を上回る額を安定的に確保すること。

### 2 包括的な交付金の創設

上記に加え、地方の創意工夫により、地方創生の取組を深

化させるための新型交付金については、既存の補助金の単なる振替によることなく、縦割りの個別補助ではない包括的なものとし、地方が先行して取り組んでいる施策についても対象にするなど、その内容や規模について、地方の意見等を十分踏まえ、更なる検討を進めること。

また、新型交付金にかかる地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

### **3 地方への分散を促進する誘導的な施策の推進**

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、誘導的な施策を積極的に推進すること。

### **4 地方分権改革の一層の促進等**

今後とも、地方創生の推進にあたっては、地方の意見の反映に努め、法令や制度等について、柔軟に見直すなど、地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じて、その役割を適切に發揮できるよう、議会の機能強化に努めること。

## 2 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在などにより、非常に厳しい状況下に置かれていることから、住民が安心して一次医療から三次医療まで必要な医療を持続的に受けられるよう、責任ある施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 医師不足・偏在対策等について

- (1) 医師不足や医師の地域偏在を是正するため、医師の計画的な育成、確保支援策を講じること。
- (2) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じるとともに、都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。
- (3) 都道府県の地域医療対策協議会については、医師派遣を中小病院へ安定的にできるようにするなど、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (4) 医師の診療科の偏在を改善するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。また、医師

不足が深刻な産科・小児科・外科・麻酔科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。

- (5) 女性医師及び看護職員等が仕事と出産・育児等を両立できるよう、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (6) 医師の負担を軽減するため、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

## 2 救急医療の確保・充実について

- (1) 救急医療体制について、救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、その確保・充実を図ること。
- (2) 周産期医療及び小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。
- (3) 軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

### **3 自治体病院への財政措置について**

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に、へき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療に対して、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院の存続による診療体制の強化を図るための支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、過重労働の解消等勤務環境のは正、勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講じること。

### **3 保健衛生施策等**

健康で安全・安心な生活を確保するため、良質な水道水の供給や食の安全確保、感染症対策、がん対策、自殺防止対策など保健衛生施策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### **記**

#### **1 危険ドラッグに対する取組の強化について**

- (1) 薬事法に基づく指定薬物に該当しないものについても、相当の危険性があると判明した段階で迅速に指定薬物として取り締まるなど、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための施策を強力に推進すること。
- (2) 青少年に対し、薬物乱用の危険性についての正しい理解と薬物に手を出さない規範意識の醸成のための薬物乱用防止教育を徹底し、青少年が薬物の乱用に巻き込まれないよう、未然防止策の強化を積極的に図ること。

#### **2 感染症対策について**

今後発生する恐れのある新たな感染症について、発生予防、

発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備に万全を期すこと。

### 3 定期予防接種について

定期予防接種については、現在、その公費負担対象者率が9割となるよう普通交付税措置がなされているところであるが、地方自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者のすべてが接種できるよう、当該接種費用を全額国庫負担とすること。

### 4 がん検診の推進について

- (1) がん検診の受診率向上のため、がん検診にかかる事業費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがん検診推進事業については、その継続を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

### 5 ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種について

- (1) HPVワクチン接種については、国の審議会における検討経緯等を踏まえ適切に対応すること。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取組の更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提

供を行うこと。

- (3) 既存の予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害者も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。
- (4) 子宮頸がん予防ワクチンを接種したすべての人を対象とする統一的な健康追跡調査を行い公表すること。

## 6 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進すること。

## 7 水道事業について

- (1) 安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。特に、震災時における住民のライフライン機能強化等のため、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の大幅な引上げ等、水道施設に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 平成28年度末に制度・財政上の期限を迎える簡易水道事業と上水道事業の統合について、現行の簡易水道事業の高料金対策繰出金と同水準の支援措置を講じるとともに、統合後に実施する建設改良に要する繰出基準等の拡充を図ること。また、統合による不要財産の処分（解体）にかかる

繰出基準等を新設するとともに、簡易水道等施設整備費国庫補助（生活基盤近代化事業）にかかる採択要件の緩和、補助率等の拡充を図ること。

## **8 自殺防止対策について**

地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある施策を展開すること。

## **9 こころの健康を守り推進する基本法の制定について**

国民のこころの健康の増進を図るため、総合的・長期的な政策を保障する、こころの健康を守り推進する基本法を速やかに制定すること。

## 4 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により、極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 医療制度改革について

(1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないよう配慮すること。

(2) 制度改正にあたっては、事務の簡素化を図るとともに、電算システム改修経費による保険者負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

## 2 国民健康保険制度について

- (1) 平成 30 年度からの新たな国保制度の円滑な実施に向け必要な準備を行うため、国は地方と十分協議のうえ、制度の詳細等を早急に示すこと。
- (2) 国民健康保険制度の安定的な運営を支援するため、国の責任において財政基盤の強化を図ること。
- (3) 平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営にあたることに伴い、保険料（税）の平準化等による被保険者負担の増加に対する激変緩和措置を適正に図るとともに、現在の国民健康保険事業の累積赤字を円滑に処理できるよう財政措置を講じること。
- (4) 消費税率の引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を確実に実施するとともに、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入により生じる国費 1,700 億円の投入を確実に実施すること。
- (5) 国民健康保険制度の安定した運営が可能となるよう国庫負担割合を引き上げるとともに、子どもの医療費等の地方単独事業の実施に伴う減額措置を廃止すること。

- (6) 低所得者層に対する保険料（税）の負担を緩和するため、  
保険料（税）軽減制度の更なる拡充を図ること。
- (7) 保険料（税）の統一的な減免制度を創設するとともに、  
十分な財政措置を講じること。
- (8) 児童や重度心身障がい者等への医療費助成などの地方単  
独事業に対して講じられる療養給付費負担金及び普通調整  
交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (9) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導にかかる  
事業費等について、実態に即した基準単価の引上げなど  
十分な財政措置を講じること。
- (10) 被用者保険の資格喪失情報については、保険者への通報  
制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報  
提供が得られるよう配慮すること。
- (11) 保険料（税）の徴収事務の委託にかかる経費について、  
市町村の負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

### 3 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度については、低所得者に対する保険料  
負担を引き続き軽減するほか、運用の改善を図ること。

## 5 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 制度改正について

(1) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備状況等の差異を踏まえ、要支援者がサービスを継続して受けられるよう、また、安定的な事業実施ができるよう十分に配慮し、適切な支援と所要の財政措置を講じること。

なお、事業枠の設定については、市町村における多様な事業実施の状況等を踏まえ、弾力的な対応を図ること。

(2) 特別養護老人ホームへの新規入所者が、原則、要介護3以上に限定されたところであるが、市町村における施設サービスや居宅サービスの整備状況は多様であり、全国一律

に実施することは困難であることから、地域の実情を踏まえた支援と所要の財政措置を講じること。

(3) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任により、当該システムの中核を担う人材の確保・育成を図ること。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携が図られるよう、十分な支援策を講じること。

(4) 救護施設等の福祉施設については、「住所地特例」の対象とすること。

(5) 次期介護報酬の改定に当たっては、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、市町村における事業実施の状況等を踏まえ、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

## 2 低所得者対策について

低所得者については、国の責任において、保険料及び利用料の軽減策をはじめとした財政措置の更なる充実を図ること。特に、社会保障・税一体改革による第1号保険料の低所得者保険料軽減強化のための1,400億円を早急に確保すること。

## 3 介護サービスの基盤整備について

(1) 地域医療介護総合確保基金については、地方自治体の意

見を踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度にするとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。

- (2) 介護サービスの基盤整備のため、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

#### 4 人材の確保について

介護サービスを担う人材の確保・養成等を図るため、必要な施策及び財政措置を講じること。

#### 5 財政運営について

- (1) 介護給付費国庫負担金の負担割合を引き上げること。  
また、調整交付金については、国の負担金とは別枠として措置すること。
- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

## 6 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 子ども・子育て施策について

- (1) 幼保一元化の推進のため、国の所管を早期に一本化すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施のため、必要とされている1兆円超程度の財源総額を確実に確保するとともに、地域の実情に応じた施策の展開ができるよう、地方自治体へ権限と財源を付与すること。

#### 2 子育て世代への支援について

- (1) 子どもの医療費助成の対象を義務教育終了までとした、

全国統一の医療費無料化制度の創設など、医療費助成の更なる拡充を図るとともに、財源の確保に努めること。

(2) 子育て世帯に対する税制上の支援制度を充実すること。

### 3 放課後児童対策について

放課後子ども総合プランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

### 4 不妊治療への財政措置について

不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、同治療に対する助成制度の拡充を図ること。

## 7 雇用対策

我が国の雇用情勢は、昨今の景気回復基調により持ち直しの動きが続いているとされており、有効求人倍率は1倍を超え、完全失業率も低下しつつある。一方、非正規雇用は3割を超えるなど依然として厳しい状況にあり、地域雇用対策や若年者雇用対策に、より一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

#### 2 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

### 3 新たな雇用創出事業の実施について

従来の緊急雇用対策を見直し、以下のとおり新たな枠組みで雇用創出事業を実施すること。

- (1) 委託先に対して一定割合の事務費を支給するなど、民間企業等が容易に受託できるようにすること。
- (2) 雇用期間の制限を課さないこと。
- (3) 設立後間もない企業やNPO等の育成を目的として、一定の収益を認めること。
- (4) 事業の民間企業提案枠を創設すること。

## 8 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障がい者施策、認知症対策、生活保護制度及び年金制度等の社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

### 1 障がい者施策について

障害者総合支援法に基づく障がい者施策の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、障がい者の日常生活または社会生活を確実に支援すること。

また、施策の実行に伴い、所要の財政措置を講じること。

### 2 認知症対策について

(1) 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「(仮称) 認知症の人と家族を支

えるための基本法」を早急に制定すること。

- (2) 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- (3) 家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知するとともに認知症の方々が地域で暮らせるための環境整備を一層進めるための支援を強化すること。
- (4) 新オレンジプランの効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

### 3 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について

- (1) 生活保護にかかる経費の全額を国庫負担とすること。  
なお、全額国庫負担に至るまでの間、地方自治体の負担増に対し適切な財政措置を講じるとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。
- (2) 原則、金銭給付である生活扶助等について、現物給付要件の緩和等を図ること。
- (3) 実効性の高い各種自立・就労支援については、更なる充

実・強化を図ること。

- (4) 医療扶助については、最低生活を保障したうえで、過剰診療がなくなるよう適正化を図ること。
- (5) 申請者やその扶養義務者に対する資産及び収入状況に関する地方自治体の調査権限の強化を図るとともに、その回答を義務化すること。
- (6) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合の拡充を図ること。

#### 4 年金制度の運用について

年金記録漏れ、入力ミス等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題を解決するとともに、情報管理の徹底を図ること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

#### 5 被災者の救助・支援制度の見直しについて

災害救助法や被災者生活再建支援法については、法の目的が被災者に対する速やかな救助や生活再建の支援であることから、法の適用による不備や被災者間の不均衡が出ないよう、その弾力的な運用や適用要件を見直すこと。

## 9 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度などの各種施策が推進されている。

これら各種施策の実務を担う地方自治体の果たす役割は大きく、その円滑な運営には、種々の施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地球温暖化対策について

温室効果ガスの削減のため、再生可能エネルギーの導入等について、財政措置をはじめとする支援体制を強化すること。

#### 2 廃棄物処理対策について

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政措置を講じること。

### **3 容器包装リサイクル制度について**

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。

また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により廃棄物の発生抑制を図ること。

### **4 家電リサイクル制度について**

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないよう対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用の前払い制の実施などを視野に入れ、実効性ある施策を講じること。

### **5 海岸漂着物対策について**

海岸漂着物の処理を行う地方自治体の要する経費については、引き続き財政措置を講じること。

### **6 アスベスト対策について**

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

## **7 皮革排水処理施設について**

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

## **8 原子力発電所事故への対応について**

- (1) 原子力発電所については、福島原発事故の原因を解明し、速やかにその原因を踏まえた万全の安全対策を講じること。
- (2) すべての原子力発電所敷地内及び周辺に存在するであろう活断層等の詳細な調査と速やかな公表を行うこと。
- (3) 原子力発電所立地県に近接する都道府県・市町村に対し、事業者は詳細な情報を開示し、意見や要望を聴取する場の設定に国が指導性を発揮すること。
- (4) 府県を越えた広域避難等計画作成の協議に当たっては、国の責任においてその任を務めること。

## **9 放射性物質モニタリングについて**

海域及び水環境のモニタリングについて、対象範囲を適切に設定し、定期的かつ継続的な実施を図ること。

## 10 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 教育予算の拡充について

- (1) 学校施設整備費のほか、確実に教育を受けることができるように、就学援助・奨学金などを含む総教育予算の拡充を図ること。
- (2) 国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくりのため、国内総生産に占める初等・中等教育費（国費）の割合を増大させること。
- (3) きめ細かい教育の実現を図り、我が国の将来を担う人材を育成するため、財政措置を講じること。
- (4) 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、必要な国庫負担を確保すること。

## **2 教職員定数と財源の充実確保について**

現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保が必要であり、今後の少子化の見通しを踏まえた機械的試算により小中学校の教職員定数の合理化を図り教育費を削減することは行わないこと。

## **3 少人数教育の推進について**

少人数教育については、現状から後退することなく、定数改善計画の早期策定・実施、小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制基準の35人への引下げなどにより、地域や学校の実情に応じた少人数教育を更に推進すること。また、少人数教育の推進に向け、教職員定数の適正配置などに所要の税財源措置を講じること。

## **4 特別支援教育について**

特別支援教育の実施については、必要な教職員、支援員等の確保や研修など施策を充実し、十分な財政措置を講じること。また、継続的な支援員の配置を確保できるよう、「支援員派遣事業」の補助制度を創設すること。

特別支援学級の学級編成基準については、知的障がい児学

級は5人、自閉症・情緒障がい児学級は3人に引き下げるこ  
と。

## 5 いじめ対策の推進について

- (1) いじめ防止対策推進法の施行に伴い必要となる、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自治体と協議を行ったうえで、いじめ防止対策の推進を図ること。
- (3) 教員（臨時教員を含む）の加配に対する財政支援措置を講じること。
- (4) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

## 6 公立学校施設の耐震化について

耐震補強事業や改築事業に対する国庫補助率の更なる引き上げを行うとともに、照明器具や天井など非構造部材の耐震化に対する財政措置の拡充強化を図ること。

## 7 学校施設の老朽化に伴う改造事業の補助制度の充実について

学校施設環境改善交付金交付要綱に定める対象工事費の下限額を緩和するとともに、既存施設の延命化を図るための

一部改造や小規模な改造についても対象事業とすること。併せて事業採択のため十分な予算を確保すること。

## 8 食物アレルギー事故防止対策について

学校等における食物アレルギー事故防止に向け、市町村が実施する取組に対し、技術的・財政的な支援及び関係法令の整備など十分な措置を講じること。

## 9 栄養教諭・学校栄養職員の増員による食育の充実について

食物アレルギー等の個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

## 10 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備について

- (1) 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- (2) 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の選手等に配慮したうえで、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- (3) 少子・高齢化社会にある我が国が、大会開催を契機にス

スポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者までが健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。

(4) 関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。